

牧之原市部活動の基本方針

牧之原市教育委員会 平成 30 年 4 月制定
令和 6 年 3 月改訂

本市では、学校部活動が持続可能な活動となるよう、文部科学省が令和4年度に改訂した『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』をもとに、学校部活動の在り方や地域連携について、学校部活動地域移行検討委員会や関係諸団体などと協議を進めてまいりました。

地域や保護者の皆様にも、本市がめざす学校部活動の在り方や地域連携をご理解いただき、今後の学校部活動の運営にご協力をお願いします。

牧之原市では、一律に部活動を学校からなくす“地域移行”ではなく、まずは、休日の部活動指導を「希望する教員」と「地域の指導者」で指導する“地域連携”を進め、部活動を持続可能なものとしていきます。そのためには、保護者と地域のご理解とご協力が必要です。

学校部活動の活動方針 ※各校が示す活動方針・活動計画を参考にしてください。

- ◆ 指導者と生徒が目標を共有し、目標達成をめざし主体的に活動します。
- ◆ 生徒は、仲間と力を合わせ、よりよい集団をつくります。
- ◆ 指導者は、短時間で質の高い練習を工夫し、効率よい練習をめざします。
- ◆ 粘り強く最後まであきらめない心を育みます。



1 活動日、活動時間、休養日について

- (1) 活動日 平日は週3日以内、土・日曜日はどちらか1日とすること。
- (2) 活動時間 準備片付けを含め、平日は2時間程度、土・日曜日・祝日は4時間程度とすること。
※ 長期休業中や大会等は、各校が別に定めるガイドラインに従うこと。
- (3) 休養日 校長は、部活動のない日を設定すること。
※ 原則毎週月・水曜日、学校閉庁日、市防災訓練の日等

2 部活動指導員、外部指導者について

- 部活動指導員は、会計年度任用職員として指導にあたる「顧問」です。部活動指導員単独で大会や練習試合等への引率、練習をすることができます。
- 外部指導者（外部コーチ）は、技術的な面で生徒をサポートします。学校部活動として活動する場合は、顧問が必要になります。学校より市に登録を申請し、市教委で一括スポーツ保険に加入します。
- 市や県が主催する部活動の指導に関する研修会への参加を求める場合があります。
- 市では、学校の教育方針に理解ある指導者を派遣できる体制をめざします。部活動指導員や外部指導者に興味がある方は、学校教育課（53-2645）までお問い合わせください。

3 合同部活動について

部員数の減少により学校単位での活動が困難な状況が生じた場合、合同部活動とすることができます。これにより計画的で持続可能な活動が可能になります。合同部活動は、競技力を目的としたチーム編成や個人の救済措置ではないので、部員数の増加をもって学校単位の部活動に戻ることはありません。

- (1)活動場所 原則、平日は各校での活動とする。また、土日・祝日は拠点校での活動とする。ただし、保護者の負担が平等になるよう配慮すること。
- (2)活動計画 主顧問は、「1 活動日、活動時間、休養日について」に従い、活動場所を明らかにして活動計画書を作成、校長の承認を得てから活動すること。
- (3)休養日等 時期や行事等により練習機会を確保したい場合は、土日の両日を活動にあてることも考えられる。その場合は、校長の許可を得て行うとともに、会場を交互にしたり、前後の週で平日の活動を1日減らしたりするなどの措置を取り、生徒への負担が過度なものにならないよう配慮すること。

4 今後について（令和8年度を目標に）

- 学校は、学校部活動への参加を任意とする方向で検討していきます
- 学校は、休日の部活動を、①教員が指導する部活動、②部活動指導員が指導する部活動、③土日の活動を行わない部活動に分類します。③の部活動が土日に活動を行う場合、生徒の自主的な活動を、保護者や地域が担うことが考えられます。
- 学校は、平日の部活動についても下校時間や運営方法の見直しを進めていきます。
- 生徒・保護者については、加入時と運営方法が変更することもあります。ご理解とご協力をお願いします。
- 教育委員会は、スポーツ少年団やまきのはら塾等、中学生が参加できる地域の団体が増えるよう、調整を図ります。

- 牧之原市では、部活動が「放課後の居場所」として果たす役割を、今後も大切にしていきます。
- そのためには、学校や顧問が担ってきた活動の一部を、保護者や地域に担っていただく必要があると考えています。ご理解とご協力をお願いします。

（イメージ図）



中学生の多様な活動や「居場所」を一体的に整備していきます